

## 定義（要綱）

### (7) 導入教育

#### 要綱第2条7

この要綱で「導入教育」とは、MRとして必要な資質を養成・習得させる教育研修をいい、基礎教育及び実務教育によって構成する。

#### [解説]

導入教育は、MRを目指す者に対して、最低限必要な資質である知識、技能、倫理観を養成・習得させるために必ず実施しなければならない教育研修であり、業界としてMRに求める共通の基礎的知識の習得のための「基礎教育」と、MRとして活動を行う上で実践的資質を養成・習得させるための「実務教育」の二つの教育研修から構成される。

### (9) 基礎教育

#### 要綱第2条9

この要綱で「基礎教育」とは、MRが医薬品の適正使用情報の提供・収集・伝達を行うために必要な基礎的知識を習得・維持する教育研修をいう。

#### [解説]

基礎教育は、MR活動を行うために必要な共通の基礎知識であり、医薬品情報、疾病と治療、MR総論の3科目である。知識に限定していることから、成果確認方法は、習得度を確認するテストを実施する。

導入教育の基礎教育は、受講対象者は初学者であることから、理解を促すような様々な教育研修方法を組み合わせて実施する必要がある。一方、継続教育の基礎教育は、導入教育で習得した内容であることから、原則MR学習ポータルを利用して個人学習で行い、知識の維持を確認する必要がある。

### (10) 実務教育

#### 要綱第2条10

この要綱で「実務教育」とは、MRが患者志向に立ち医療関係者から信頼されるパートナーとして必要な実践的資質を習得するために、企業が実施する教育研修をいう。

#### [解説]

実務教育は、MR活動に必要な実践的資質を習得・向上するためのもので、知識、技能を習得し、倫理観を涵養する場であることから、企業が責任をもって行う必要がある。成

果確認方法は、技能についてはロールプレイングなど演習を行い、チェックシートに基づいて確認する。倫理観については、医療に関わる者として相応しい態度・行動であることを同行訪問等によって確認する。

#### (11) 年度

##### 要綱第2条11

この要綱で「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

##### [解説]

導入教育は随時開始することができることから年度をまたぐ教育研修期間もある。継続教育では同一年度内で必要な教育研修期間を確保すること。

MRは自信と誇り、使命感を持って働けるよう、自ら研鑽に努めなければならない。

#### 定義（細則）

##### (1) GIO

##### 要綱細則第1条1

この細則で「GIO」とは、General Instructive Objectivesの略で、教育研修を計画する際に策定する、当該教育研修を修了した際のイメージとして表現した一般目標をいう。

##### [解説]

習得主義つまり学習成果を確認するには、目標を設定する必要がある。GIOは、導入教育と継続教育の実務教育で設定すべき大目標である。

##### (2) SBO

##### 要綱細則第1条2

この細則で「SBO」とは、Specific Behavioral Objectivesの略で、教育研修を計画する際に策定する、当該教育研修を修了した際の到達度を具体的に測定できる姿として表現した到達目標をいう。

##### [解説]

より具体的に学習成果目標を科目別に示した到達目標をSBOという。導入教育と継続教育の実務教育の「倫理教育」「安全管理教育」そして「技能教育」の3科目は、センターへ届け出ることを義務づけている。

### (3) 倫理教育

#### 要綱細則第1条3

この細則で「倫理教育」とは、MR活動を行うにあたり、自身の役割と責任を理解し、法令、規範及び各種ルールを遵守の上、医療関係者から信頼されるふさわしい態度及び行動が実践できるようになるための教育研修をいう。

#### [解説]

倫理教育は、MR活動を行うにあたり、自身の役割と責任を理解し、各種ルールを遵守のうえ、医療関係者から信頼される、相応しい態度・行動ができるようになるための教育研修をいう。

### (4) 安全管理教育

#### 要綱細則第1条4

この細則で「安全管理教育」とは、MR活動を行うにあたり、適正使用の推進並びに医薬品の安全性監視活動とリスク最小化活動を正しく実践できるようになるための教育研修をいう。

#### [解説]

安全管理教育は、MR活動を行うにあたり、適正使用の推進を徹底するために必要な教育研修で、RMP（Risk Management Plan：医薬品リスク管理計画）の考えに基づいた医薬品安全性監視活動（情報収集活動）とリスク最小化活動（情報提供活動）を正しく行えるようになるための教育研修を含む。

### (5) コア・カリキュラム

#### 要綱細則第1条5

この細則で「コア・カリキュラム」とは、基礎教育の内容、GIO及びSBOについて教育研修委員会が定めたものをいい、原則として6年に一度改訂する。

#### [解説]

コア・カリキュラムは、基礎教育で習得すべき学習範囲とGIO、SBOを定めたものである。

コア・カリキュラムの改訂は、教育研修委員会から諮問を受けて設置されたカリキュラム委員会にて検討を行い、改訂案を教育研修委員会に答申され審議の結果決定される。

## (6) MRテキスト

### 要綱細則第1条6

この細則で「MRテキスト」とは、コア・カリキュラムに基づいて作成された基礎教育の学習教材で、教育研修委員会が監修したものをいい、原則として6年に一度改訂する。

#### [解説]

MRテキストは、コア・カリキュラムに基づいて作成された、MRに求められる共通の基礎的知識を習得するための学習教材で、医薬品情報、疾病と治療、MR総論の3科目から構成される。

原則として6年に一度全面改訂（改版）を行い、教育研修委員会が監修する。

## (7) MR学習ポータル

### 要綱細則第1条7

この細則で「MR学習ポータル」とは、MRテキスト電子版、基礎教育年次ドリル及び更新時確認ドリルを搭載し、個人学習並びに認定証の更新手続き等を行えるものをいう。

#### [解説]

MR学習ポータルは、MRの個人学習ツールとして、また、MR認定証の更新に必要な機能を備えたプラットフォームで、将来拡張性が期待されるインフラである。

## 教育研修の対象者

### 要綱第8条

企業が必ず実施しなければならない教育研修の対象者は、次のとおりとする。

- (1)MRとして活動する予定の者
- (2)MRとして活動している者

2 実施機関が実施する教育研修の対象者は、次のとおりとする。

- (1)MRとして活動する予定で、企業に所属しない個人

#### [解説] 関連要綱細則第3条（下記掲載）

#### MRとして活動する予定の者

企業に入社した新入社員などの初学者が該当する。企業が責任をもって教育研修を実施しなければならない。

#### MRとして活動している者

企業に所属してMR活動を行っている者が該当する。企業が責任を持って教育研修を実施しなければならない。センターで認定を受けているグループ企業登録の企業に所属

するMRは、教育研修の対象者として、センター登録企業が責任をもって教育研修の実施ならびにセンターへの教育研修の申請等を行わなければならない。

#### MRとして活動する予定で企業に所属しない個人

学生や社会人などの個人でMRを志す初学者が該当する。

導入教育の基礎教育を受講し、修了認定を受けることでMR認定試験の受験資格を得ることができる。但し、MR認定証の交付には、MR認定試験の合格者で、企業に所属し導入教育の実務教育の修了後、6ヵ月の実務経験を修了しなければならない。

#### 関連要綱細則

(教育研修の実施主体)

第3条 企業に所属する者に対する導入教育の実施主体は、企業とする。

2 企業に所属しない個人に対する導入教育における基礎教育の実施主体は、実施機関とする。

4 実務教育の実施主体は、企業とする。

#### 教育研修の実施及び受講義務

要綱第9条

企業及び実施機関は、前条の規定で定めた教育研修の対象者に対して、この要綱で定められた教育研修を実施しなければならない。

2. MRとして活動する予定の者は、導入教育を受講しなければならない。

3. MRとして活動する者は、継続教育を受講しなければならない。

[解説]

#### 導入教育

(1) 導入教育の修了前に対象者をMRとして活動させることはできない。

(2) 過去に導入教育の修了認定を受けた者は導入教育の対象とはならない。

(3) 実施機関が企業に所属しない個人に実施できる教育研修は、導入教育の基礎教育である。

#### 教育研修の期間

要綱第10条

教育研修の期間は次のとおりとする。

(1) 導入教育は、随時開始し企業及び実施機関が定めた期間とする

(2) 継続教育は、同一年度の4月1日から翌年3月31日までの期間とする

[解説]

### 導入教育

対象者の企業への入社または実施機関への申し込みが生じた段階で随時開始することができるが、MRに求められる共通の基礎的知識（基礎教育）および企業におけるMR活動に必要な実践的資質（実務教育）を習得するために必要な期間を確保すること。

- (1) 導入教育の年度は、当該教育研修の修了日が属する年度とする。年度をまたぐ導入教育の場合は、修了する年度を導入教育の実施年度とする。
- (2) 導入教育の期間は対象者の資質レベルも考慮して計画すること。

### 基礎教育の科目

#### 要綱第13条

導入教育及び継続教育の基礎教育科目は次のとおりとする。

- (1) 医薬品情報
  - (2) 疾病と治療
  - (3) MR総論
2. 医師、歯科医師及び薬剤師は、導入教育における基礎教育のうち、次の科目の受講を免除することができる。
- (1) 医薬品情報
  - (2) 疾病と治療

[解説] 関連要綱細則第8条（下記掲載）

基礎教育の科目は、導入教育も継続教育も同じ3科目とし、学習教材はコア・カリキュラムに準拠して作成された「MRテキスト」とする。

MRテキストには紙版と電子版がある。

MRテキストの紙版は、記述内容の修正が「正誤表」として、また制度改定等に合わせた「追補」がそれぞれセンターのHPに掲示されるので、切り貼りして活用する。MRテキスト電子版は、正誤表と追補を反映した最新版が毎年8月にMR学習ポータルに掲載される。

### 基礎教育科目

MRテキストで学ぶ3科目は、MRとして活動するための最低限必要な基礎的知識であり、導入教育では「MR認定試験」でその習得の状況が確認・評価され、継続教育では「基礎教育年次ドリル」で基礎的知識の維持が確認される。

MRは、担当製品に関連した知識を学ぶ機会が多いが、医薬品の適正使用情報の提供・収集・伝達活動を行うために必要な幅広い基礎的知識を保持しなければならない。

なお、基礎教育科目は、導入教育で習得する内容であることから、継続教育では、原則個人学習で取り組むこと。

各科目の学習内容および学習目標はコア・カリキュラムで示す。

### 医師、歯科医師及び薬剤師

導入教育の基礎教育については、医師、歯科医師及び薬剤師の有資格者は、基礎教育のうち「医薬品情報」と「疾病と治療」に関しては免除できるが、継続教育は必ず受講し、修了が必要である。

### 関連要綱細則

(基礎教育の実施)

第8条 要綱第13条第1項の規定に基づく基礎教育の内容、GIO及びSBOは、コア・カリキュラムで定める。

2 導入教育における基礎教育は、企業及び実施機関が集合教育、個人学習等種類を問わず、企業及び実施機関が責任を持って実施する。

(1) 導入教育の受講者は初学者であることを鑑み、興味を惹き、理解を促進させる方法になるよう工夫しなければならない

### 実務教育の科目

要綱第14条

導入教育及び継続教育の実務教育科目は次のとおりとする。

- (1) 倫理教育
- (2) 安全管理教育
- (3) 技能教育
- (4) 実地教育
- (5) 製品知識
- (6) 製品関連領域知識
- (7) その他の教育

[解説] 関連要綱細則第9条、10条（下記掲載）

実務教育の科目は、導入教育も継続教育も同じ7科目とし、学習教材は各社で工夫して用意する。実務教育は「企業におけるMR活動に必要な実践的資質を習得・向上させる」ための教育研修であり、患者志向に立った医薬品の適正使用に必要な情報活動を行う専門家として、生涯にわたり資質の向上を図るための重要な機会となる。

## 導入教育の実務教育

導入教育における実務教育では、MR活動をスタートさせるまでに習得すべき最低限必要な実践的な資質を担保させることが学習目標となる。

学習成果の確認は、テストやプレゼンテーション・ロールプレイング演習等の社内で行う教育研修だけでなく、上長やMR経験のある先輩MRとの随行や社内勉強会・講演会等への参加機会を利用して「見て学ぶ」ことが重要である。MRとして活動を開始するまでの明確な自己学習目標を持つことができる。

## 倫理教育

MR活動が、病気で苦しむ患者と治療に向き合う医療関係者のためであることを理解したうえで、医療関係者から評価・認知される相応しい態度ならびに行動がとれることが学習目標となる。

態度・行動の基本動作ともいえる「マナー」に関しては、導入教育の段階から、無意識でできるようになるまで繰り返し指導を行っていくことが大切である。

「製薬企業に属する者の遵守事項」としては、医療関連法規や制度、販売情報提供活動ガイドライン、公正競争規約、プロモーションコードや担当施設の院内ルールなど、MR活動を行う上で必ず知識として理解した上で正しい行動がとれなければならない。

### (1) 学習成果の確認

倫理観の醸成は、MR全体に関わる最も重要な資質であり、学習成果の確認は、試験や演習のみならず、上長等によるOJTなどで実際のMR活動での実践を確認し、指導育成のためのフィードバックと併せて行う必要がある。

## 安全管理教育

MR活動を行うにあたり、自社製品の適正使用の推進ならびにRMP（医薬品リスク管理計画）の考えに基づいた情報収集活動（医薬品安全性監視活動）と情報提供活動（リスク最小化活動）を正しく行うことができるようになるための教育研修であり、知識として理解した内容を正しくかつタイムリーに行えることが学習目標となる。

### (1) 学習成果の確認

倫理教育と同様に安全管理教育も上長等との定期的なOJTなどで知識として理解した内容を正しくタイムリーに情報収集・提供が行えていることを確認すること。なおOJTでは、正しく活動が行えることが標準となるので「減点主義的」な成果の確認と成るが、情報提供する知識の深さや正確性、タイミングやスピード、フォローなどを「加点主義的」に成果として確認・評価することなどを考慮すること。



## 技能教育

MR活動を行うにあたり、知識として習得した医薬品情報などを様々な状況に応じて適切に提供・収集・伝達することができるようになることが学習目標となる。

### (1) 学習成果の確認

技能教育は、模擬演習を行い、チェックシートに基づいて評価・指導する必要がある。チェックシートは各社が工夫して作成する必要があるが、「MR継続教育の進め方手引き」には、標準的なロールプレイングとプレゼンテーションのチェックシートを掲載しているので参考にすること。

## 関連要綱細則

### (実務教育の実施)

第9条 実務教育の実施方法は、講義、グループディスカッション、演習、個人学習、同行訪問等を組み合わせ、企業が責任を持って実施する。

- (1) 企業は、企業理念及び自社のあるべきMR像に基づいて毎年度GIOを定め、それを実現する教育研修を実施する
- (2) 企業は、倫理教育、安全管理教育及び技能教育については毎年度SBOを定め、それらを達成する教育研修を実施する

### (実務教育に対するセンターの支援)

第10条 センターは、実務教育の質的向上を図るために、企業が実施した教育研修の内容、実施結果及び成果確認方法等を把握し、支援策を講じなければならない。

- (1) センターは、企業が実施した実務教育のうち、倫理教育及び安全管理教育の内容を把握し、分析した結果を企業にフィードバックすることで、業界全体の教育研修の質の向上に努めなければならない
- (2) センターは、企業で教育研修に携わる者のスキル向上を目的としたセミナー等を企画・運営し、教育研修環境の整備に努めなければならない

## 教育研修計画の届け出

### 要綱第15条

企業及び実施機関は、受講者のニーズに合致した教育研修の計画を作成し、センター理事長へ届け出なければならない。

[解説] 関連要綱細則第11条、12条、13条（下記掲載）

教育研修の計画は、受講者の現状レベルや教育研修ニーズなどを確認・加味した上で作成しMROでセンターに届け出ること。現実的でない教育研修計画は、受講者のみならず企業そして教育研修部門にとってもLose-Lose（双方にメリットのない）の関係となるの

で、必ず受講者や企業の状況、実施期間や実施時期、前回の同じ内容の教育研修の実施報告等も参考に常により良い教育研修にしていくことが重要である。

#### 計画の届け出

(1) 製薬企業

製薬企業に所属するMRの教育研修計画の届け出を行うこと。

(2) CSO

派遣元のCSOがMRの教育研修計画の届け出を行うこと。

CSOが、所属している全MRに求める共通のGIOとSBOを設定し教育研修計画の届け出を行えば、派遣先の製薬企業毎の教育研修計画の届け出は必ずしも必要とはしない。

CSOは、派遣先にMRの資質を担保する必要があることから、要綱で定めた教育研修のうち、倫理教育、安全管理教育および技能教育は、自ら実施し、全MRが学習目標を達成できるよう計画しなければならない。

(3) 実施機関

企業に所属しない個人に対して導入教育の基礎教育を実施する場合は、計画の届け出を行うこと。

#### 計画の届け出の期限

教育研修の実施前日までに行うこと。

#### 計画の届け出が必要な教育研修

導入教育と継続教育とする。

MR復帰プログラムの計画の届け出は不要。

#### 計画の届け出に必要な内容

(1) 教育研修の実施期間

企業は学習目標を達成できる期間を設定すること。

(2) 教育研修の内容

基礎教育は、教育研修の実施方法および成果確認方法を届け出る。但し、継続教育の基礎教育を、MR学習ポータルの基礎教育年次ドリルを利用する場合は、計画の届け出は不要とする。

実務教育は、GIOと倫理教育、安全管理教育、技能教育のSBOを届け出る。

#### 計画の届け出の修正

センターで「受付」した教育研修計画の届け出は修正できない。なお、修正が必要な場合は別途データ修正の費用が発生するので、センターに連絡すること。

#### 留意点

(1) 教育研修期間の途中から受講するMRの計画の届け出

転職や異動等で、教育研修期間の途中から受講する対象者に対する新たな計画の届け出は不要である。実施報告の際に対象者に漏れがないよう注意すること。

(2) 教育研修計画の届け出の変更

教育研修の期間中に学習目標を達成できないことが明らかになった場合でも、届け出の変更は行わない。期間内に達成できなかった場合は、その理由を関係者で確認し実施報告でその旨を説明し、次年度の目標設定の際に考慮すること。

### 関連要綱細則

#### (教育研修の計画の届け出)

第 11 条 要綱第 15 条の規定に基づく教育研修の計画をセンター理事長へ届け出の際は、原則として当該教育研修を実施する前日までに MRO を通じて行う。

#### (導入教育の計画の届け出内容)

第 12 条 導入教育の基礎教育の計画の届け出内容は、次の各号で示す。

- (1) 実施方法
- (2) 成果確認方法

2 導入教育の実務教育の計画の届け出内容は、次の各号で示す。

- (1) 実務教育全体の GIO
- (2) 倫理教育、安全管理教育及び技能教育の SBO

#### (継続教育の計画の届け出内容)

第 13 条 継続教育の基礎教育の計画の届け出内容は、前条第 1 項の定めと同一とする。ただし、継続教育の基礎教育を、基礎教育年次ドリルを利用して実施する場合は、当該教育研修の計画の届け出を不要とする

2 継続教育の実務教育の計画の届け出内容は、前条第 2 項の定めと同一とする。

### 教育研修の実施及び実施報告の申請

#### 要綱第 16 条

企業及び実施機関は、前条の規定に基づき計画した教育研修の実施後は、成果の確認を行わなければならない。

2. 企業及び実施機関は、教育研修の実施報告をセンター理事長へ申請し、修了の認定を受けなければならない。
3. 企業及び実施機関は、教育研修の実施結果について検証を行うとともに、教育研修記録を5年間保管しなければならない。

[解説] 関連要綱細則第14条、15条（下記掲載）

## 教育研修の成果確認

### (1) 導入教育

#### ① 基礎教育

計画で届け出た実施方法と成果確認方法に基づき、成果の達成度を確認し、実施期間、実施時間（集合教育）、受講修了者名とともに報告する。

#### ② 実務教育

計画で届け出たGIOとSBOに対する達成度を確認し、実施期間、受講修了者名とともに報告する。

## 教育研修の実施報告の申請

MROで申請を行う教育研修の実施報告はポイントを絞り簡潔に行うこと。

### (1) 実施報告

計画の届け出を行った、企業または実施機関が行う。

### (2) 実施報告の申請期限

教育研修の修了後1カ月以内にMROで行うこと。

### (3) 実施報告する教育研修別の申請内容は以下のとおり。

教育研修		申請内容
導入教育	基礎教育	実施期間、実施時間、実施結果、受講修了者名
	実務教育	実施期間、実施結果、受講修了者名
	基礎+実務	実施期間、実施時間、実施結果、受講修了者名

#### ① 実施期間

教育研修に要した実際の期間を報告すること。

#### ② 実施時間（導入教育の基礎教育のみ）

これまで教育研修要綱で定めた履修時間の検証をすることを目的とし、実際に集合教育に要した時間（web含む）を科目別に報告する。センターは情報を集計し参考情報として結果を共有する。

#### ③ 実施結果

実施内容・方法、成果確認、成果としての総合評価、上手くいったこと、残る課題及び改善策等を簡潔に記載すること。

#### ④ 受講修了者名

計画した教育研修を受講修了し成果確認を行えた対象者をすべて申請すること。

#### ⑤ 教育研修の申請の修正

センターで「認定」した教育研修の申請の修正はできない。修正が必要な場合は別途データ修正の費用が発生するので、センターに連絡すること。

## 実施結果の検証ならびに教育研修記録の保管

実施報告した結果記録は、5年間保管しなければならない。万一、過去の教育研修の修了認定の記録に誤りがあった場合、その誤りを訂正する際の根拠となる。

### (1) 企業間移動の問合せ対応

移動先の企業の教育研修担当者から教育研修の内容等に関する問合せを受けた時は、協力すること。

### (2) 個人から企業への問合せ対応

企業を退職した個人がMR認定証を更新する場合など、勤務先であった企業へ教育研修の内容等に関する問合せを受けた時は、本人確認のうえ協力すること。

## 関連要綱細則

### (教育研修の実施報告の申請)

第14条 要綱第16条第2項の規定に基づく教育研修の実施報告をセンター理事長へ申請する際は、教育研修の修了後1カ月以内にMROを通じて行う。

### (導入教育の実施報告の申請内容)

第15条 導入教育の基礎教育の実施報告の申請内容は、次の各号で示す。

- (1) 実施期間
- (2) 各科目の実施時間
- (3) 実施結果
- (4) 当該教育研修の修了者

2 導入教育の実務教育の実施報告の申請内容は、次の各号で示す。

- (1) SBOを設定した科目の主な教育研修内容及び実施方法
- (2) 設定したSBOに対する成果確認結果
- (3) 実施した教育研修において効果を上げた事項、残る課題及び改善策
- (4) 当該教育研修の修了者

## 教育研修の修了認定

### 要綱第17条

センター理事長は、申請された教育研修の実施報告について審査を行い、適当と認められたものについて修了認定を行わなければならない。ただし、センター理事長は、企業及び実施機関に対し必要に応じて実施内容や成果確認方法等について質問し、意見を求めること及びMRの教育研修記録の提出を求めることができる。

2. 天災その他の事由により、この要綱の定めに従って教育研修を実施できないとセンター理事長が判断した場合は、代替方法を通知する。

[解説] 関連要綱細則第17条（下記掲載）

### 教育研修の修了認定

センターは、企業及び実施機関が実施報告の申請に対し、内容の審査を行い当該年度の教育研修の修了認定を行う。

「MRの資質向上に向けた取組み」をしていることを総合的に確認する。

(1) 修了認定基準

① 基礎教育（導入教育）

実施報告の内容の確認をもって当該年度の修了認定とする。

(2) 実務教育（導入教育・継続教育）

実施報告の内容の確認をもって当該年度の修了認定とする。

(3) センターからの問合せ（申請内容の確認）

センターは、企業および実施機関が実施報告申請した内容を認定するにあたり、内容の問合せをすることがある。また、企業全体の教育研修の質の向上を図るため、企業に対して上手くいった例や残る課題などについて聞き取りを行うことがある。

### 災害や不測の事態で教育研修が実施できないとセンターが判断した場合

受講者および教育研修担当者の安全を第一にセンターで代替方法を通知する。

全国的または地域的な事由の場合は、センターが情報を入手した段階で可及的速やかに代替方法を通知する。

企業または実施機関内で特別な事由が発生した場合は、センターに速やかに申し出て相談のうえ決定する。

### 関連要綱細則

#### （教育研修の修了認定基準）

第17条 要綱第17条の規定に基づく教育研修の修了認定は、成果の確認をもって行う。

2 導入教育における基礎教育の修了認定は、企業及び実施機関が実施計画を届け出た上で、実施報告をセンター理事長へ申請し、修了認定を受けることで当該年度の導入教育の基礎教育の修了認定とする。

4 実務教育の修了認定は、次の各号で示す。

(1) 実務教育の修了認定は、企業が実施計画を届け出た上で、実施報告をセンター理事長へ申請し、修了認定を受けることで当該年度の実務教育の修了認定とする

(2) 継続教育の実務教育の修了認定を受けていない年度がある場合の対応は、細則第27条第2号で規定する

## 認定の取り消し

### 要綱第18条

センター理事長は、第12条の規定に基づく教育研修システムが、細則の規定に適合しなくなったと認められた場合には、その認定を取り消すことができる。

2. センター理事長は、第17条の規定に基づく審査の過程で申請内容に虚偽があると認められた場合には、その認定を取り消すことができる。

[解説] 関連要綱細則第18条（下記掲載）

### 教育研修システムの取り消し

教育研修システムの認定を受けMRの教育研修を進める企業および実施機関が、教育研修システムの認定基準に適合しなくなった場合は、センターが内容を確認のうえ認定を取り消すことができる。

企業または実施機関は、センターと事前相談を行い規定に適合しなくなったことを確認し、認定辞退申請書（企業・実施機関）を提出する。センターで内容を確認のうえ認定の取り消しを行う。

### 審査内容の虚偽

MRの資質向上に真摯に取り組むことが企業の基本姿勢であるが、明らかな虚偽の報告などでMRの資質向上の大切な機会が失われてしまった場合はその認定を取り消すことがある。

#### (1) 虚偽の報告

予定のない教育研修計画の届け出、未修了の教育研修の実施報告、架空の実施結果報告、受講修了者名の虚偽報告などが認められた場合は、その修了認定を取り消すことができる。

#### (2) 指導基準

企業または実施機関の教育研修部門のMR認定要綱の理解不足や業務の怠慢などでMRが資質向上の機会を失ってしまった場合などに対する指導基準は別途定める。

## 関連要綱細則

### （教育研修の指導基準）

第18条 センター理事長は、要綱の適正な運用を図り、MRの資質向上に資するために、教育研修に関する指導基準を別に定める。